

育児・介護休業手当金等の給付上限額が変わりました

当組合から支給している育児休業手当金・育児休業支援手当金・介護休業手当金・育児時短勤務手当金は、標準報酬月額に法律で定められた給付割合を掛けた額が支給されますが、この給付額には上限があり、毎年8月に改定されます。

令和8年8月1日からの給付上限額が引き上げとなりましたので、次のとおりお知らせいたします。

※雇用保険加入者は、雇用保険からの給付が優先となりますので、当組合では支給対象外です。

給付内容		令和8年7月まで	令和8年8月から
育児休業手当金	給付割合67% *育児休業開始日から180日まで	14,718円	15,111円
	給付割合50% *181日以降	10,984円	11,277円
育児休業支援手当金	給付割合13% *通算28日まで	2,855円	2,932円
介護休業手当金	給付割合67% *介護休暇 通算66日まで	16,207円	16,646円
育児時短勤務手当金	標準報酬月額の上限度額	483,300円	496,200円
	支給限度額	471,393円	484,121円
	支給額の最低限度額	2,411円	2,562円

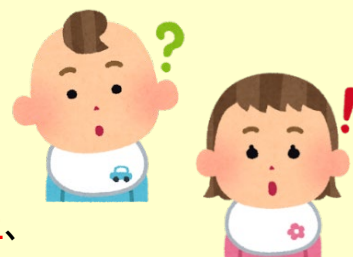
Q 給付上限の対象者は誰ですか？

A 標準報酬月額によって決まります！

育児休業手当金・育児休業支援手当金は **500,000 円以上**、

介護休業手当金は **560,000 円以上**の組合員に給付上限額が適用されます。

育児時短勤務手当金については上記のとおりです。



ぜひ一度、使ってみませんか？ **マイナンバーカードの保険証利用**
詳細は厚生労働省WEB サイトをご確認ください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html

